

福岡医発第 3218 号 (地)  
令和 2 年 3 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松 田 峻一良  
(公印省略)

認知症対応型共同生活介護事業所および有料老人ホーム等における  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について

新型コロナウイルスについては、これまでも必要な対応をお願いしているところですが、今般、厚生労働省より、医師及び看護師の配置が必須となっていない認知症対応型共同生活介護事業所の利用者等および有料老人ホーム等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の感染拡大を防止する観点から、別添のとおり事務連絡が都道府県行政等に発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

当該事務連絡では、上記の施設に対し、従来、協力医療機関等との連携を求めてきたところではありますが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図っていただきたい旨が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について  
(令 2. 2. 27 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室)
- 有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について  
(令 2. 2. 27 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課)

令和 2 年 3 月 3 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

認知症対応型共同生活介護事業所および有料老人ホーム等における  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について

新型コロナウイルスについては、これまでも必要な対応をお願いしているところですが、今般、厚生労働省より、医師及び看護師の配置が必須となっていない認知症対応型共同生活介護事業所の利用者等および有料老人ホーム等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の感染拡大を防止する観点から、別添のとおり事務連絡が都道府県行政等に発出されましたのでご連絡申し上げます。

当該事務連絡では、上記の施設に対し、従来、協力医療機関等との連携を求めてきたところではありますが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図っていただきたい旨が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について  
(令 2. 2. 27 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室)
- ・有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について  
(令 2. 2. 27 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課)



事務連絡  
令和2年2月27日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 介護保険担当部局

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス  
感染症の感染拡大防止のための対応について

認知症対応型共同生活介護事業所の利用者等（認知症対応型共同生活介護事業所の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない認知症対応型共同生活介護事業所における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。については、管内市町村に周知を図られたい。

記

認知症対応型共同生活介護事業所においては、従来、協力医療機関等との連携を求めてきたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図ること。

以上

事務連絡  
令和2年2月27日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長  
福祉担当部長

厚生労働省老健局高齢者支援課  
国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止のための対応について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。以下同じ。）の利用者等（有料老人ホーム等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない有料老人ホーム等における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。

記

有料老人ホーム等においては、従来、医療機関等との連携を求めてきたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図ること。

以上